

【質疑応答】

質問者1：合理的配慮の考え方は、個人によってさまざまであると思う。そこで、事業者と当事者とのすり合わせが重要だと思うが、特に当事者への教育はどのように行っているのか。

講師：八王子の場合、市の全職員に対して研修を行っている。また、市民に対しては集会を開催し、当事者がスピーカーとなることで、相互理解を進め、広報啓発を行っている。

質問者2：障害者差別解消を進めるためには、まず差別に関する事例収集を行い研究することが重要だと思うが、自治体には法的義務になっているのか。

講師：そのとおりであるが、すでに内閣府では多くの差別に関する事例を収集している。

質問者3：障害者の就労問題については、①正当な賃金が本当に支払われているのか、②ダブルカウントによりあいまいな状況になっているのではないかと、今後どうなっていくべきなのか。

講師：①最低賃金の問題は、障害者等に対して正当な賃金が払われていない可能性がある。ある一定期間雇用した際、生産性を確認するような機能が必要となっている。②ダブルカウントの問題は、フランスではダブル（トリプル）カウントを行っていたが、2005年に法改正を行って廃止した。日本もフランスを見ならうべきだと思う。

質問者4：障害者差別の考える場合、どのようなモデルを念頭に考えればよいのか。

講師：障害者権利条約では、社会モデルと医学モデルの総合モデルと位置づけている。「障害」を「障がい」や「障碍」等と表記を変えることよりも意識を変える事が重要である。その際、障害当事者が発言することが必要である。

質問者1：合理的配慮を進めるためには、一方で優遇もなくすべきであるが、条例制定時などでは、そのような議論はあったのか。

講師：優遇についての議論はなかった。

質問者5：①茨城県や八王子市以外ではどのような自治体で差別条例が制定されているのか。②海外では合理的配慮についてどのような事例があるのか。

講師：①北海道、岩手県、千葉県、京都府、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県、さいたま市で制定されている。②すでに内閣府では調査を行っており、アメリカ、イギリス、フランスなどでは合理的配慮に具体的な事例がある。今後は、「過度の負担」を定義することが重要である。

質問者6：特例子会社のようなものは諸外国では行われているのか。

講師：行われていない。

以上